

名古屋市告示第232号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 4月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

有料公園施設の名称	指定公金事務取扱者
正門前駐車場（名城公園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 公益財団法人 名古屋市みどりの協会 理事長 千田 博之
二の丸東駐車場（名城公園）	
白川前駐車場（若宮大通公園）	

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7年 4月 1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 7年 4月 1日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課